

旅行業法施行要領

〔平成17年2月28日
国総旅振第386号〕

〔沿革〕 平成18年5月国総旅振第36号、19年3月国
総観事第234号、12月第288号改正

(凡例)

法 旅行業法(昭和27年法律第239号)

令 旅行業法施行令(昭和46年政令第338
号)

規則 旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令
第61号)

保証金規則 旅行者営業保証金規則
(昭和27年法務・運輸省令第1号)

告示 旅程管理研修の内容及び方法の基準等
を定める告示(平成17年国土交通省告
示第103号)

第1 定義(法第2条)

1 旅行業(法第2条第1項)

1) 報酬について

(1) 事業者が法第2条第1項各号に掲げる
行為を行うことによって、経済的収入を
得ていれば報酬となる。

(2) 企画旅行のように包括料金で取引され
るものは、旅行者から収受した金銭は全
て一旦事業者の収入として計上されるの
で、報酬を得ているものと認められる。

(3) 行為と収入との間には直接的な対価関
係がなくても、以下に示すような相当の
関係があれば、報酬を得ていると認めら
れる。

(例)① 旅行者の依頼により無料で宿を
手配したが、後にこれによる割戻
しを旅館から受けている場合

② 留学あっせん事業等、旅行業以
外のサービス事業を行う者が、当
該サービスに係る対価を支払う契
約の相手方に対し、その見返りと
して無料で運送又は宿泊のサービ
スを手配している場合

2) 国、地方公共団体、公的団体又は非営利
団体が実施する事業であったとしても、報
酬を得て法第2条第1項各号に掲げる行為
を行うのであれば旅行業の登録が必要であ
る。

3) 法では旅行業務について、基本的旅行業
務(運送又は宿泊についての業務)と付随
的旅行業務(運送又は宿泊以外のサービ
スについての業務)とに区分し、後者は前者
に付随して行う場合に限り旅行業務となる
としている。したがって、以下の場合に
は、旅行業に該当しない。

(例)① 運送又は宿泊以外のサービスにつ
いてのみ手配し、又は旅行者に提供
する場合(プレイガイド、ガイド等)

② 運送事業者が行う日帰り旅行、宿
泊事業者が行うゴルフや果樹園との
提携企画等運送又は宿泊サービスを
自ら提供し(代理、媒介、取次、利
用のいずれにも該当せず、したがっ
て基本的旅行業務とならない。)こ
れに運送、宿泊以外のサービスの手
配を付加して販売する場合

4) 運送事業者の代理人として発券する業務
のみを行う場合は、法第2条第1項第4号
に該当するものであるが、同項本文の規定
により旅行業に該当しない。(航空運送代

旅行業法施行要領

理店、バス等の回数券販売所等)

5) 旅行業務は、旅行者から直接依頼を受け、又はサービス提供機関のために旅行者と直接取引をする等旅行者との間の何らかの契約行為を伴う業務に限るものであり、旅行者に対して直接債務を負わない旅行者の下請手配代行者（いわゆる「ランドオペレーター」）の手配行為は、旅行業務に該当しない。

6) ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）等が運営するウェブサイトを通じて旅行取引を行う場合は、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）までに、旅行者と旅行者又はサービス提供事業者との間での取引となる旨が明確に表示されている場合には、ISP等の旅行業の登録は不要とする。

7) 以下のように、行為の反復継続の意思が認められる場合には、事業性が認められる。

(例)① 旅行の手配を行う旨宣伝、広告をしている場合

② 店を構え、旅行業務を行う旨看板を掲げている場合

8) 旅行契約を締結する場合の代金を、営業所において旅行者が直接收受せず、金融機関、郵便局等旅行者以外の者（以下「第三者」という。）を経由して收受する場合の取扱いについては、以下による。

(1) 料金收受代行業務を取り扱う第三者は、以下の条件を満たす必要がある。

イ) 当該者が、電気・ガス・水道料金を含む公共料金の收受その他の様々なサービスについての料金收受代行業務

を取り扱っており、金融機関又は金融機関に準ずるものとして社会的に認知されていること。

ロ) 旅行代金の支払いが、当該者に対する支払いをもって旅行者への支払いになるよう措置されていること。

ハ) 当該者が、旅行業務については、旅行契約に係る取引のうち、金銭收受代行業務以外のものを一切行っていないこと。

(2) 契約の変更若しくは解除又はそれらに伴う精算若しくは取消料の收受については、第三者を介さず、旅行者と直接行うこと。

(3) 旅行者から第三者に支払われる旅行商品の取扱いに対する対価（料金收受代行業務に対する対価）には報酬性を持たせないこととする。

2 企画旅行契約（法第2条第4項）

1) 企画旅行契約は、旅行業務の取扱いに関する契約であり、旅行業務の取扱いの結果成立した運送契約、宿泊契約及び食事、観光、ガイドその他の運送等関連サービスの提供に係る契約は含まない。

2) 旅行に関する計画の要件

(1) 日程等は計画として定まっていればよく、契約の締結前に手配を完了していることを要しない。

(2) 以下のような事例は、複数の旅行に関する計画が、参加する旅行者の募集をするためにあらかじめ定められているものとして扱う。

(例)① 出発日が一定期間中何時でも可とするもの

- ② 幾つかのオプションを組み合わせたことができるアラカルト型の旅行であるもの

- (3) 旅行の目的地が明示されないミステリーツアー等の場合であっても、当該旅行の性質上、単に明示されていないだけであるから、旅行に関する計画が、参加する旅行者の募集をするためにあらかじめ定められているものとして扱う。
- (4) 旅行業者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を予め選定し、その中から旅行者がサービスを選択して旅行計画を組み立てる旅行取引（いわゆる「ダイナミックパッケージ」）については、旅行計画を構成する個々のサービスを旅行業者が予め選定する点において募集性が認められるため、募集型企画旅行に該当する。
- 3) 募集の要件等

- (1) 募集とは、旅行契約の申込みを旅行者に対し誘引することをいい、運送事業者又は宿泊事業者の代理人として運送契約又は宿泊契約の申込みを誘引するにすぎないものは含まない。単一のサービス提供機関によって提供されるサービスについての宣伝、広告であって、当該サービス提供機関名が明示されているものは、ほとんどの場合、旅行者の募集に該当しない。
- (2) 募集の方法は問わない。新聞等への広告、ポスター、パンフレット、ちらし、口頭による勧誘、ダイレクトメール、インターネット、いずれも旅行契約の申込みを誘引するものは募集となる。
- (3) 旅行業者又は旅行業者代理業者以外の

者（オーガナイザー）が旅行者の募集に関与する場合の取扱いについては、以下による。

イ) オーガナイザーが、その名において旅行者との間で旅行契約を締結する場合は、オーガナイザーの無登録営業となる。また、旅行業者の名において旅行契約を締結する場合でも、オーガナイザーにおいて申込みを受け付け、旅行代金を収受する行為は、無登録営業となる。したがって、旅行業者はこれらオーガナイザーより手配を引き受ける等、これらの者の違法営業に関与してはならない。

ロ) 次の例のように、相互に日常的な接触のある団体内部で参加者が募集され、オーガナイザーが当該団体の構成員であることが明らかな場合におけるオーガナイザーによる参加者の募集は、企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集とはならない。この場合、旅行業者は、参加者全体の契約責任者としてのオーガナイザーからの依頼を受けて実施する企画旅行又は手配旅行として引き受けて差し支えない。

(例)① 同一職場内で幹事が募集する場合

② 学校等により生徒を対象として募集する場合

ハ) ロ)に規定する以外のオーガナイザーからの依頼があった場合には、当該オーガナイザーの集客募集等が実質的に旅行業者による企画旅行の実施のための直接的な旅行者の募集と類似し

3 手配旅行契約（法第2条第5項）

手配旅行契約は、旅行業者が旅行者からの依頼により「自己の計算において」ではなく「他人の計算において」旅行サービスを手配する契約であるため、旅行者に対しては、運賃・料金、宿泊料その他の運送事業者、宿泊事業者等のサービス提供機関が旅行者に対して支払いを求めているサービスの対価及び旅行業者が手配の対価として収受することができる旅行業務取扱料金の合計額のみを旅行代金として請求することができる。

4 オークションについて

旅行業者が最低落札価格を決めるなどした上で、旅行者に入札させ、入札価格の高いものから落札者として旅行契約を締結するような募集方法による旅行取引（いわゆる「オークション取引」）に当たっては、以下の要件を満たす必要がある。

- 1) 旅行業法第12条の7の規定に従って広告表示が行われていること
- 2) 落札をもって「予約」が成立したものとし、改めて取引条件説明書面を交付するなどして旅行業法に従った手続きにより契約が行われること

第2 登録（法第3条から第6条、規則第1条から第4条）

1 登録申請の区分等

- 1) 登録の申請は、旅行業の業務の範囲の別（法第4条第1項第4号）を示して行う必要がある。業務の範囲の別を超えて旅行業を営む場合は、無登録営業となる。
- 2) 旅行業者は、法第14条の2第1項の規定によるほか、他の旅行業者の代理は出来ない。

3) 旅行業者代理業者は、登録上、代理する旅行業者（以下「所属旅行業者」という。）は一に限られる（法第6条第1項第9号）。所属旅行業者との代理関係が失効したときは、法第15条の2の規定により、既存の登録はその効力を失うので、旅行業者代理業者がその所属旅行業者を変更するためには、改めて登録の申請をしなくてはならない。

2 登録事項

- 1) 案内所、出張所、連絡所、サービスステーション等の名称の如何を問わず、実質的に旅行業務を取扱う場所は、営業所としての登録を受ける必要がある。そのため、旅行者と取引をする営業所はもとより、専ら企画旅行に関する計画の作成、企画旅行の広告（取引条件説明書面を兼ねた広告を含む。）の作成又は法第12条の10の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置を行う場所も、営業所としての登録を受けなければならない。
- 2) パンフレットの配布のみを行う場所は登録を要しないが、その場所で契約の申込みを受け付け、申込金を受領する場合は、営業所としての登録が必要である。
- 3) 航空券の発券等、運送事業者の代理行為のみを行う場合であっても、旅行業者等が行う場合は旅行業務となるため、営業所としての登録が必要である。ただし、運送事業者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について代理して契約をする行為のみを行う場所であって、次の要件の全てを満たすものについては、営業所の登録を要しないこととする。この場合、登録を要し

旅行業法施行要領

ないことについては、事前に承認を受けるものとする。

イ) 当該場所で取り扱う航空券、乗車船券等の範囲は、旅行業務に関する取引の公正の維持等の観点から問題を生ずる可能性が小さいと認められる定型的なものに限ること。

ロ) 当該場所に、当該運送サービスに係る運送事業者から当該旅行者へ接続するオンラインシステムの端末機器が設置され、航空券、乗車船券等がこれを使用して発券されるものであるか、又は、発券に関してこれと同等程度の正確さが担保されるような措置が講じられていること。

ハ) 取引の公正の維持及び旅行者の利便の確保のため、適切な担保措置が講じられていること。

4) 外務員が常時一定の場所で契約の申込みを受け付けているような場合については、施設その他の面で実質的に営業所としての体裁を整えているか個別に判断するものとする。

5) 「主たる営業所」とは、旅行業務に関する営業の本拠となる営業所をいい、申請者の住所、登記簿上の会社の本店の所在地と必ずしも一致する必要はない。

6) 「役員」とは、概ね次に掲げる者をいう。

イ) 株式会社 取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役

ロ) 合名会社、合資会社及び合同会社 定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員

ハ) 財団法人及び社団法人 理事及び監事
ニ) 特殊法人等 総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者

3 添付書類

1) 「旅行業務に関する事業の計画」は概ね第1号様式による。

2) 「旅行業務に係る組織の概要」には、旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行業務取扱管理者を明示すること。この場合、国内旅行のみを取り扱う営業所と国内旅行及び海外旅行について取り扱う営業所の別を明記すること。

3) 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る規則第1条の3第1号ニの書類は、会社法（平成17年法律第86号）第435条又は第617条に規定する会社設立時の貸借対照表を提出すれば足りる。

4) 規則第1条の3第1号ホの書類は、次のとおりとする。

イ) 法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない旨の役員の宣誓書

ロ) 法第6条第1項第7号については、申請者が旅行業務取扱管理者として選任することを予定している従業員（雇用することが確実であると認められる者を含む。）に係る次に掲げる書類

① 旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証（以下「旅行業務取扱管理者試験合格証等」とい

う。)の写し

② 法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

③ 履歴書

④ 雇用することが確実であると認められる者については、本人の同意書（他の会社から出向する予定の従業員にあっては、本人の同意書及び出向に関する契約書の写し）

ハ) 決算書類に関する次に掲げる書類

① 公認会計士又は監査法人による財務監査を受けている場合にあっては、当該監査証明に係る書類

② 上記以外の場合にあっては、納税申告書の写しその他の資産及び負債の明細を示す書類

5) 規則第1条の3第2号イの書類中「住民票」とあるのは、外国人にあっては「外国人登録済証明書」とする。

6) 規則第1条の3第2号ロの「許可」とは、民法（明治29年法律第89号）第6条第1項に規定する営業の許可をいう。

7) 規則第1条の3第2号ニの書類は次のとおりとする。

イ) 申請者に係る法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

ロ) 上記4)ロ)及びハ)の書類

第3 登録審査（法第6条、規則第3条及び第4条）

1 旅行業務に関する不正な行為（法第6条第1項第3号）

旅行業者の使用人として横領その他の経済

的事犯に問われた場合が該当する。

2 旅行業務取扱管理者（法第6条第1項第7号）

法第6条第1項第7号の基準の取扱いについては、次のとおりとする。

1) 法第11条の2は単に旅行業務取扱管理者の選任のみならず、当該者をして必要な管理、監督を行わせるよう義務付けている。

したがって大規模な営業所（所属する従業員数が概ね10名以上の営業所をいう。）において1人の旅行業務取扱管理者では規則第10条各号に掲げる業務に関し管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任しておく必要がある。

2) 旅行業務取扱管理者が欠けた場合に備え、できるだけ職務代行者をあらかじめ旅行業務取扱管理者として選任しておくこと。

3 財産的基礎（法第6条第1項第8号）

1) 繰延資産とは、会社計算規則（平成14年法務省令第22号）第106条に規定する繰延資産をいう。

2) 営業権とは、会社計算規則第106条に規定するのれんの償却費をいう。

3) 規則第4条第2項により資産の増加が認められる場合とは、市場性のある資産の再販売価格の評価額が、基準資産表計上額を上回る旨の証明があった場合とする。

4) 規則第4条第2項により資産の額が減額される場合とは、①債権が保全されておらず、請求権の行使ができない資産、又は相手方の倒産等により回収不能と認められる資産を計上していた場合、②債権の存在が明らかでない資産を計上していた場合とす

旅行業法施行要領

る。

5) 規則第4条第3項により資産の増減がなされる場合は、次の場合とする。

イ) 公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算による場合

ロ) 増資、贈与、債務免除等があったことが証明された場合

第4 更新登録（法第6条の2及び第6条の3、規則第1条）

1 添付書類

原則として新規登録に準じる。

2 更新登録の審査

新規登録に準じる。

第5 変更登録（法第6条の4第1項及び第2項、規則第4条の2）

1 添付書類

新規登録の添付書類1)、2)、3)、4)ロ)、ハ)の書類を添付する。

2 変更登録の審査

1) 法第6条第7号及び第8号に該当するものでないことについて新規登録に準じて審査を行う。

2) 登録の有効期間の満了が近付いている旅行業者が変更登録を申請しようとする場合は、変更登録後の更新登録の申請が規則第1条に規定する期日（有効期間の満了の日の2月前）までに行われるようにするため、登録行政庁が変更登録に要する日数を十分確保した上で申請すること。

第6 登録事項の変更の届出（法第6条の4第3項及び第4項、規則第5条）

1 申請者に係る変更

1) 個人の登録を受けている場合に、他の個人に事業を譲渡する場合は、変更手続によ

らず、譲受人が登録を申請し直す必要がある。

2) 個人営業を法人営業に改める場合は、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。

3) 法人の組織変更については、次に掲げる場合を除き、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。

イ) 株式会社と合名、合資又は合同会社との間の組織の変更

ロ) 合名会社、合資会社又は合同会社との間の種類の変更

4) 市町村の合併、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の規定による住居表示の実施等により、住所又は所在地の名称が変更された場合には、法第6条の4第3項の規定は適用がないので、変更手続を行うことを要しない。

2 添付書類

規則第5条第2項第1号の添付書類は、第2、3、4)イ)に準ずる。

3 その他

1) 所属旅行業者が法第4条第1項第5号に掲げる事項について変更の届出をした場合において、旅行業者代理業者が当該事項についての届出をしない場合にあっては、法第15条の2第1号の規定により当該旅行業者代理業者の登録は効力が無くなり、登録行政庁が職権により登録を抹消することとなる。

2) 変更の届出については法第6条の規定の適用はなく、登録が拒否されることはないが、届出内容に新設営業所において旅行業務取扱管理者が選任されておらず、あるい

は役員が欠格事由に該当する等法第19条第1項に該当するものが含まれていれば登録の取消等を行うこととなる。

第7 旅行業務取扱管理者（法第11条の2及び第11条の3、第12条の5の2、規則第10条から第14条、第20条、第27条の4）

1 選任義務等

- 1) 第11条の2第1項の規定は、単に旅行業務取扱管理者を選任しておけばよいというものではなく、規則第10条に定める職務について、当該者をして適切に管理、監督せしめる義務も定めている。
- 2) 管理、監督は、実質的になされれば足り、当該旅行者等における職制上、旅行業務取扱管理者が管理監督者の身分にあることを要しない。
- 3) 旅行業務取扱管理者資格は、現行法上、旅行業務取扱管理者試験の合格者のみに与えられるものであるが、旅行業法の一部を改正する法律（平成16年法律第72号）による改正前の旅行業法の規定により旅行業務取扱主任者試験に合格した者、及び旅行業法の一部を改正する法律（昭和57年法律第33号）による改正前の旅行業法の規定により資格認定を受けた者（以下「認定資格者」という。）については、旅行業務取扱管理者試験の合格者とみなされる。

第8 旅行業務の取扱いの料金（法第12条、規則第21条）

1 旅行業務取扱料金の揭示

- 1) 法第12条第1項の規定により揭示すべき料金は、旅行者から收受する料金のみであり、運送事業者等から收受する手数料等は、揭示する必要はない。

2) 企画旅行については、旅行代金の揭示の義務はない。

3) 料金を揭示する際の表の様式は、概ね第2号様式によるものとする。

2 旅行業務取扱料金の明示等

- 1) 旅行者から手配を依頼されたときは、法第12条の4の規定により、契約締結前に旅行者に旅行業務取扱料金に関する事項を説明しなければならない（規則第25条第2号ハ）。また、契約を締結したときは、本件事項を記載した契約書面を旅行者に交付しなければならない（規則第27条第2号ハ）。
- 2) 揭示した額を超えて旅行者から旅行業務取扱料金を收受した場合は、法第13条第1項第1号に違反することとなり処分の対象となる。

第9 標準旅行業約款（法第12条の3）

- 1 法第12条の3の標準旅行業約款は、平成16年国土交通省告示第1593号をもって公示されている。
- 2 標準旅行業約款の取扱いについては、「改正標準旅行業約款について」（平成16年12月16日付け国総旅振第295号）に規定するところによる。

第10 取引条件の説明、契約書面及び広告（法第12条の4、第12条の5、第12条の7及び第12条の8、規則第25条から第27条の3、第28条の2から第30条）

- 1 取引条件の説明は、当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するもの以外の場合は、書面を交付して行わなければならない。ただし、書面を交付しなくてよい場合においても、約款又は料金表の揭示又はその写しの交付があることをもつ

旅行業法施行要領

て取引条件の説明とすることはできない。

2 旅行者からの依頼を受けて実施する企画旅行の契約の締結に際し、標準旅行業約款に定めるところにより旅行者に対して企画書面を交付した場合において、その記載内容に従った契約がなされるときは、当該記載事項については、法第12条の4第2項の規定による取引条件説明書面の交付がなされたものとして取り扱う。

3 取引条件の説明を書面で行った場合において、その記載内容に従った契約がなされたときは、当該記載事項については、法第12条の5の規定による契約書面の交付がなされたものとして取り扱う。

4 法第12条の5の契約書面は、数種の書面（領収書、確定書面（最終日程表）等）によって要件を満たすことも認められる。

5 法第12条の5に規定する「サービスの提供を受ける権利を表示した書面」とは、航空券、乗車船券、宿泊券等をいう。これらの券類によって表示されない事項は、他の書面を交付して、補わなければならない。

6 企画旅行に関する広告及び取引条件の説明に使用する書面の基準については、「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年2月28日付け国総旅振第387号）に規定するところによる。

第11 外務員（法第12条の6、規則第28条）

1 法第12条の6第1項の外務員証の交付の範囲は、旅行者等の役員又は使用人に限られる。使用人とは、旅行業務の実施に関し、旅行者等の監督の下に業務を行う者をいい、その者の行為については、旅行者等は使用者責任を問われるほか、その結果について、

法第12条の6第3項の規定により、責任を負うこととなる。また、使用人の違法行為については、法第33条の両罰規定により、使用者も処罰の対象となる。

2 使用人等以外の者が外務員証を所持し、自己の計算で、旅行者等の名義において独立して取引を行った場合は、無登録営業に相当し、旅行者等は法第14条違反として処分の対象となる。

第12 標識（法第12条の9、規則第31条）

1 旅行者等は、営業所の区分に応じ、それぞれ定められた標識を、適切に掲示しなければならない。

2 標識は、旅行者に見やすいように掲示する義務があり、カウンターの奥等通常訪れる旅行者の目につかない場所に掲示したのでは不十分である。

第13 旅程管理（法第12条の10及び第12条の11、規則第32条から第37条の8）

1 旅程管理措置

旅程管理のための措置は、必ずしも添乗員が全て行う必要はなく、旅行地の旅行者へ委託すること、常時連絡可能な窓口を設けること等の他の方法によって必要な措置を講ずることが可能であれば、これらの方法によって支障ない。

2 旅程管理業務を行う者

1) 主任の者とは、複数の添乗員がいる場合の統括管理者をいう。したがって、複数の添乗員のうち有資格者の統括管理に属さない者がいる場合は、その者も有資格者である必要がある。

2) 規則第33条の旅程管理業務に従事した経験には、企画旅行の添乗経験のほか、団体

の手配旅行に添乗し、規則第32条に掲げるような業務に従事した経験を含む。

第14 登録研修機関（法第12条の11から第12条の28、規則第34条から第37条の8）

1 登録

1) 登録申請

(1) 規則第34条第1項第2号の研修業務を行う事務所とは、研修業務の本拠となる事務所をいい、申請者の住所、登記簿上の会社の本店、団体の本部等の所在地と必ずしも一致する必要はない。

(2) 申請書は第3号様式とする。

2) 添付書類

(1) 規則第34条第2項第2号イの書類中「住民票」とあるのは、外国人にあっては「外国人登録済証明書」とする。

(2) 規則第34条第2項第3号の書類は、次のとおりとする。

イ) 実施を予定している旅程管理研修の種類、研修時間等の研修の内容、日程、受講者数の見込み等を記載した書類

ロ) 各講師の履歴書及び就任同意書

ハ) 各講師が法別表の下欄に掲げる要件を満たす者であることを証する次の書類（告示第1項第1号ロに規定する総合旅程管理研修（以下単に「総合旅程管理研修」という。）を実施しない場合にあつては、③の書類を除く。）

① 告示別表の上欄第1号に掲げる科目を担当する講師に係る次のいずれかの書類

i) 旅程管理研修修了証明書（以下「修了証明書」という。）の写し及び旅程管理業務を行う者として

旅行業者によって選任される者のうち主任の者（以下「旅程管理業務主任者」という。）として従事した経験を証する旅行業者の証明書等の書類

ii) 旅行業務取扱管理者試験合格証等の写し

iii) i)又はii)のほか、法別表の下欄に掲げる要件を満たす者であることを証するのに適当な書類

② 告示別表の上欄第2号に掲げる科目を担当する講師に係る次のいずれかの書類

i) 修了証明書の写し及び旅程管理業務主任者として旅程管理業務に5回以上従事した経験を証する旅行業者の証明書等の書類

ii) 旅行業務取扱管理者試験合格証等の写し及び旅行業に5年以上従事した経験を証する旅行業者等の証明書等の書類

iii) i)又はii)のほか、法別表の下欄に掲げる要件を満たす者であることを証するのに適当な書類

③ 告示別表の上欄第3号に掲げる科目を担当する講師に係る次のいずれかの書類

i) 修了証明書の写し及び旅程管理業務主任者として旅程管理業務に5回以上従事した経験（当該経験には、本邦外における経験が1回以上含まれていること。）を証する旅行業者の証明書等の書類

ii) 総合旅行業務取扱管理者合格

旅行業法施行要領

証、一般旅行業務取扱主任者合格証又は一般旅行業務取扱主任者認定証の写し及び旅行業に5年以上従事した経験を証する旅行者等の証明書等の書類

iii) i)又はii)のほか、法別表の下欄に掲げる要件を満たす者であることを証するのに適当な書類

(3) 規則第34条第2項第5号の書類は、申請者が法第12条の13第1号及び第2号のいずれにも該当しない旨の申請者の宣誓書(申請者が法人である場合にあっては、研修業務を行う役員)の宣誓書)とする。

2 登録の更新

1) 登録の更新の申請

新規登録に準じる。

2) 添付書類

新規登録に準じる。

3) 申請期日

登録の更新の申請については、登録の有効期間満了日までに更新が受けられるよう、当該日の2月前までに申請すること。

3 登録事項の変更の届出

1) 申請者に係る変更

(1) 個人の登録を受けている場合に、他の個人に研修業務を譲渡する場合は、変更手続によらず、譲受人が新規に登録を受けなければならない。

(2) 個人の登録を受けている登録研修機関が、法人を設立し、登録研修業務の実施主体を当該法人に改める場合は、変更手続によらず、登録を申請し直す必要がある。

(3) 法人の組織変更については、次に掲げる場合を除き、変更手続によらず、登録

を申請し直す必要がある。

イ) 株式会社と合名、合資又は合同会社との間の組織の変更

ロ) 合名会社、合資会社又は合同会社との間の種類の変更

(4) 市町村の合併、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)の規定による住居表示の実施等により、住所又は所在地の名称が変更された場合には、法第12条の17の規定は適用がないので、変更手続を行うことを要しない。

2) 添付書類

規則第37条の届出書には、1、2)、(3)に準ずる書類を添付するものとする。

4 研修業務規程の届出

法第12条の18第1項の規定により、研修業務規程は、研修業務の開始前に国土交通大臣に届け出なければならないこととされているので、遅くとも規則第36条第7号の規定による第1回目の公示を行う前までに、届け出る必要がある。

5 研修業務

1) 研修業務の実施

(1) 研修業務の実施については、旅程管理業務に関する状況の変化を勘案し、講義内容の見直し等必要な措置を講じ、旅程管理研修の水準の維持向上を図るよう努めること。

(2) 登録研修機関は、講師の能力の維持向上に努めるとともに、定期的に講師の能力に関し、確認すること。

2) 受講資格等

(1) 規則第36条第1項の「旅行業に従事する者」は、次のいずれかに該当する者と

する。

イ) 現に旅行業者等の職員である者

ロ) 現に旅行業者によって選任され、旅程管理業務を反復継続して行っている者

ハ) イ)又はロ)に掲げる者となることが予定されている者であって、旅行業者や登録研修機関等が実施する研修の課程の修了、旅行業務取扱管理者試験の合格等により、旅行業務に関する基礎的な知識を既に有していると認められるもの

(2) 平成17年4月1日より前に指定旅程管理研修機関が実施した告示第1項第1号イ)に規定する国内旅程管理研修に相当する研修の課程を修了した者又は平成8年4月1日の時点で国内旅行業務取扱主任者となる資格を有する者が、総合旅程管理研修を受講する場合にあっては、その者の申請により、告示別表の上欄第1号及び第2号に掲げる事項に相当する課程は省略することができるものとする。

3) 修了試験

修了試験については、登録研修機関の組織する団体において基本的な修了試験の例を作成し、当該修了試験の例を参考に各登録研修機関において修了試験を作成する方法により、各登録研修機関が同等水準の内容のものを作成し使用するよう努めること。また、不正な行為を防止するため、同一内容の修了試験を連続して繰り返し使用しないこととし、かつ、外部に漏えいすることがないように管理を徹底するとともに、旅程管理業務に関する状況の変化及び旅程管理業務に係る法令の改正等に応

じて最新の情報を反映するよう、随時、修了試験の内容の見直しを行うこと。

4) 修了証明書

修了証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により研修を修了したことが判明したときは、当該者に係る研修の修了を取り消し、修了証明書の返納を命ずること。

5) 旅程管理研修に関する公示

(1) 規則第36条第7号の公示は、官報に掲載することは要しないが、当該登録研修機関の関係者等限定された者のみが知り得る方法にはよらないこと。

(2) 公示した事項に変更があった場合は、その変更があった事項に関し速やかに公示すること。

6) 業務の休廃止

研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合は、国土交通大臣に研修業務を引き継がなければならない場合もあることから、十分な時間的余裕を持って届け出ること。

なお、休廃止する場合は、可能な限り、修了証明書の再交付事務を、必要となる帳簿及び書類とともに、他の登録研修機関に引き継ぐよう努めること。

7) 財務諸表等の閲覧

法第12条の20第2項第2号及び第4号の請求に必要な費用について、あらかじめ実費を勘案した定額を定めておくこと。

8) 帳簿の記載事項

規則第37条の6第1項第3号の事項は、修了証明書を交付した者の氏名、生年月日、研修修了年月日、修了証明書の番号及び修了証明書の交付年月日又は再交付年月日を含むものとする。

9) 研修実施報告

旅行業法施行要領

登録研修機関は、前年度の旅程管理研修の実施状況に関し、当該年度修了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出すること。

- イ) 旅程管理研修の種類
- ロ) 旅程管理研修の実施場所
- ハ) 旅程管理研修の実施回数
- ニ) 旅程管理研修の受講申込者数
- ホ) 旅程管理研修の受講者数
- ヘ) 旅程管理研修の修了者数

第15 その他

1 禁止行為（法第13条）

1) 法第13条第1項第2号及び同条第2項の「旅行業務に関し取引をする者」は、旅行者に限らず、運送、宿泊事業者等の旅行サービス提供機関を含む。

2) 法第13条第3項の規定は、白ナンバーの貸切バス営業、無資格者による有償通訳ガイド行為等我が国における法令に違反するサービスの提供等のあっせんにも適用がある。

3) 法第13条第3項第4号の規定は、以下のように、旅行地において旅行者の選択権（選択の自由）を奪うなど、旅行者の意志に反して特定の商品やサービスを事実上購入せざるを得ないような状況に置く行為にも適用される。なお、旅行サービスの一環として、旅行者の便宜のため単に土産物屋に案内する行為自体には適用はない。

（例）旅行業者の添乗員等が、土産物の販売が一定の売り上げに達するまでバスを出発させない旨を宣言して自ら車内で土産物を販売する場合

2 申請等の提出（規則第58条）

1) 国土交通大臣に提出すべき申請等は、通常、規則第58条により所管地方運輸局長を

経由することとなっているが、以下の場合は、直接国土交通大臣に提出する（したがって、国土交通省あて持参又は送付する）必要がある。

- イ) 旅行業協会の指定の申請
- ロ) 旅行業協会の名称等の変更の届出
- ハ) 旅行業務取扱管理者試験の事務代行の申請及び当該代行機関についての名称等の変更の届出

2) 旅行業務取扱管理者試験の受験申請、合格証の再交付申請については、本来国土交通大臣に提出すべきものであるが、試験事務を旅行業協会に代行させているので、当該協会あて提出すること。

3 事故の報告

1) 第一種旅行業者は、自らが取り扱った旅行において次の事故が発生したことを知った場合には、国土交通省に対して、第4号様式に所定の事項を記載して報告しなければならない。

- イ) 死亡者の発生した事故
- ロ) 10名以上のけが人が発生した事故
- ハ) 10名以上が巻き込まれたテロ又は大規模な自然災害
- ニ) ハイジャック
- ホ) その他社会的影響が大きいものと旅行業者において判断したもの

2) なお、事故の詳細等が明らかでない場合においても、第一報として明らかとなっている事項を直ちに報告し、その後、追加して報告を行う方法により対応しなければならない。

編注：~~~~~ = 旅行業法施行規則の一部改正（平成21年8月国土交通省令第53号）により削除され、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成21年8月内閣府・国土交通省令第1号）に定められた条文の条番号であることを示します。